

平成28年第3回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年 3月25日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

8番 大浦敏光委員 9番 上地洋美委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 非農地証明願について

平成28年第3回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年 3月25日 金曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		×	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		×	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		×	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

8番委員 大浦 敏光

9番委員 上地 洋美

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明

次長 池田 良永

次長兼農政係長 上地 寿男

農地係長 川満 邦弘

主査 豊見 山徹

調整官 川満 秀盛

開 会 14時00分

閉 会 16時00分

議長 ただ今から、平成28年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立
しております。本日3名欠席の旨、通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、8番 大浦敏光委員、9番 上地洋美委員にお願いいたします。なお、本日の会議書
記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めた
いと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）
について」を議題といたしますが、2番 長濱国博委員と私に関する事案がございますので、宮
古島市農業委員会会議規則第12条の規定により一時退席をいたします。なお議案第1号中「農
地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」の審議の議長には、職務代
理の芳山辰巳氏にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 有償移転に関して長濱国博委員は退席し、議案終了後入室いたしますが、私は3条の案件全て
を職務代理にお願いしたいと思います。

（2番委員・議長退席）

職務代理 それでは改めまして、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有
償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 初めに資料の3・4ページ、9番の事案ですが説明委員の名前が間違っています。訂正してお
詫び申し上げます。

今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は5件でございます。

まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から5番は、議案書12ページから16ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

職務代理 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、中添道の十字路、交差点から福山向けに行きますと、左側に交通安全塔があります。そこを左に入って行きますとしばらく農園のマンゴーハウスがあります。ハウスの南東約200mに位置します。現状はカボチャが植え付けられていました。

4番委員 受付番号2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。

2番の申請地は、佐良浜中学校から伊良部向けに行きますと左手の方に宝運送の車庫があります。その車庫からさらに50m先を右に入って2番目の場所です。現在はサトウキビの収穫後でありました。

3番の申請地は、大栄生コンの西側の道路を佐良浜向け約200m先の左手の方に位置します。現地確認時はサトウキビの収穫後でした。申請人本人は移転後、サトウキビの栽培をする予定であります。周辺農地は、サトウキビやカボチャ畑が広がっております。

5番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、野原部落の堆肥センターの北、約1kmのところに琉球産経の倉庫があり、その倉庫のすぐ南に位置します。現在は、サトウキビの春植えが作付けされておりました。

会長は、畜産と園芸・サトウキビ作の複合経営でありまして、現在は農業委員会の会長を務め頑張っております。

21番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は先程説明がありましたように、この案件は競売物件で買い受けたものであります。

県道83号線、保良・西里線、平良碎石を左に見て西原の方へ向かいます。約400m行きますと右手の方に三交タクシーがあり、その手前を右折し約30mに位置します。

牧草を刈り取った後であり、今後サトウキビの栽培をする予定であります。

職務代理 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から5番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。

(2番委員入室)

次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権の設定）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権の設定）は1件でございます。まず、受付番号6番の説明をいたします。

【議案第1号、受付番号6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号6番は、議案書17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

職務代理 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、長山のテレビ塔の西側の土地改良区に位置しております。現在はサトウキビの夏植えが植えられていました。以前から姉である申請人が利用していたため、今回の申請となりました。

職務代理 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことです。原案のとおり採決いたしました。

次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、13件でございます。まず、受付番号7番から19番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号7番から19番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号7番から19番までは、議案書18ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

職務代理 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号7番から19番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

職務代理 ご異議ないとのことですので、日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。休憩します。

休 憩 : 14 : 25

再 開 : 14 : 28

(議長入室)

議長 再開します。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 資料の訂正をお願いします。参考資料の方の議案第3号になっているのを議案第2号に訂正お願いします。すみませんでした。

今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、27件でございます。

まず、受付番号1番から27番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から27番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

12番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在、池間のガソリンスタンドを北へ約1kmのところに位置します。

現在はサトウキビの収穫後で整地されておりました。

2番の農地の所在、池間の一周道路、大橋から北の方に行きますと灯台の手前に池間湿地帯があります。その東側に位置します。現在はサトウキビの夏植えが植え付けられています。

517、518-1は隣接しております。

本人は数年前からサトウキビ作をしております。今後も規模拡大を予定しております。

11番委員 受付番号3番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番の農地の所在、入江部落内に大きな十字路、交差点があります。その交差点を上野集落方面へ約400m行き、左手に50m行くと牛舎がございます。その牛舎のすぐ北隣に位置します。現在は半分ほど2期目のカボチャが植えられておりますが、これからハウスを建てる予定であります。

4番の農地の所在、上野庁舎南側、給油所を右折し平良向けの約1km行きますと、坂の途中に左手にグラウンドゴルフ場があります。そのすぐ西隣になっております。

現在は、今期のサトウキビの収穫あととなっております。今回の不在地主で相談を受けまして貸したいという旨の話がありましたので、今回の申請となりました。

5番の農地の所在、宮原小学校の南隣になります。現在はそばが植え付けられています。

6番の農地の所在、自衛隊基地から南東へ約1kmのところに位置します。現在は今期のサトウキビが収穫されており、カブ出し管理がされています。

5番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、城辺小学校前の信号機を北の方へ約200m下って行きますと、最初の大きな十字路がありますので、その四つ角を右折し400m先の右側に位置しております。

現在はハーベスターでの収穫後でした。

周辺農地は、ハウス、草地、サトウキビ畑が広がっております。

申請人本人は、農機具等も十分揃っており、畜産とサトウキビ作の複合経営で頑張っています。

12番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、上野中学校から新里部落向けに行くと五叉路があります。そこを右折し南へ約400mのところに東青原公民館があります。そのすぐ東側に位置しています。

申請人本人は、7年ほど前からマンゴーの品評会では数々の賞を受賞しており、意欲的なマンゴー農家であります。3号議案の7番の関連しております。

14番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、更竹病院の東側にあるファームポンドの南約200mのところに位置します。

申請人本人は、長男と一緒にJAのハウスの補助を受けてゴーヤー栽培をするという事です。

15番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

4筆中の1106-4、1113-2、1113-3の3筆の所在地は、上野調査を新里部落向けに行きますと大嶺公民館があります。公民館を400mほど過ぎたところに小さな集落があり、その集落に隣接しております。もう1筆の838-1は宮国部落から新里部落向け600m行きますと道路側に位置しております。4筆もサトウキビ栽培を予定しております。

申請人本人は、兄とともに葉タバコ、サトウキビ作をしており、とても熱心であり、経営も安定しております。今後も規模拡大を予定しています。

16番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在、平良の上水道、メイクマンから植物園へ向けて大野果樹園の手前約100mへ右側に位置します。インゲンマメのハウス4棟がありました。まだ作付けはされておりませんが、今後インゲンマメの栽培をする予定であります。

18番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

東川久道地区は、城辺庁舎の北側に位置しております。ホハラ地区は東京農大の南側に位置しています。この一帯は土地改良されており、スプリンクラーも設置されています。

申請人本人はサトウキビ作中心に頑張っています。

23番委員 受付番号23番について、現地調査結果を報告いたします。
農地の所在、仲原ダムの東側約200mのところに位置しております。
現在は、来期収穫予定のサトウキビが植え付けられています。周辺の農地はサトウキビと牧草が植えられています。

24番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、県道78号線、通称友利線を中休みから友利向けに約3km行くと下南集落があります。集落内に国仲商店があり北へ約300m付近に隣接している。
現在は、牧草が栽培されており、周辺農地はサトウキビ畑が広がっています。

事務局 受付番号15番から27番について説明いたします。
参考資料をご覧ください。これについては公社が借り上げる畑の位置になります。
1ページ、伊良部島の飛行場近辺になります。2年程前に借り受けた方が体調不良で返すという事で借り換えとなります。
2ページ、狩俣中之原地区、中之原果樹園生産組合のハウス付近になります。
加治原地区は、健康ふれあいランド公園付近になります。
3ページ、城辺の県道城辺・下地線を一周道路向けに行くと東福地地区の基盤整備を行っている中にあります。原野も入っていますが、整備が終わっていて一時利用の対象になっている農地となっています。
18番、伊良部の横嶽団地付近となります。
19番、創価学会宮古文化会館付近となります。
20番、川満集落の中に位置しています。
21番、コーラルベジタブルの付近となります。
22番、川満集落の最終処分場のすぐ隣とコーラルベジタブルの近くになります。
23番、同じく最終処分場の近くになります。
20番から23番は兄弟となっています。
24番、コーラルベジタブルの近くになります。
25番、城辺の西中のファームポンドを下ったところに位置します。この案件は、先々月上がってきた案件の残りを今度借り受けるということです。
26番、一周道路の長間の土地を4名に分配して貸し付けるという事になっています。
27番、比嘉集落内にあります。

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

19番委員 賃借料が市の土地は1万円を切っておりますが、その他は10aあたり1万円となっています。何か理由があるのでしょうか。

農政課担当 5千円の方は、原野で牧草地という事です。畑として使えない原野の状態を草地にしているので5千円でいきましょうという事になりました。
下地島の方で、これまでの経緯とか色々ありまして2年前の利用権設定時にもこの一帯を40数名の方に農業委員会での公示している一番低い価格で貸し出すという事でやっていますのでそれを引き継ぐ形で4千円としております。

この地域については、県の方で基盤整備を再確認をとり動いておりますので、おそらくそれまでの契約になると思っています。

議長 他に質議のある方は挙手をお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、植物園の近くにある、ゴルフレンジの南側の道路から約200m西側に位置します。現在は、今期のサトウキビの収穫のあとで、整地後はハウスを建ててトウガンを栽培するという事です。

2番の農地の所在は、新城集落から吉野集落へ向かう中間あたりにあります。

現場確認時は、収穫の畑と未収穫の畑をなっております。

移転後はサトウキビ作を予定しているということでした。

11番委員 受付番号3番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番の農地の所在は、野原集落から学道沿いに行きますと集落東側に隣接しております。

本人は新規就農で頑張っている青年です。

4番の農地の所在は、保良、吉野集落の東あたり一面整備事業されておりますけども、その中にあります。現在はサトウキビが植え付けられております。本人は多面的に農業を頑張っております。

5番の農地の所在は、県道宮国線を千代田カントリーの方へ行きますとカントリー入口西側に点滅信号あります。その十字路を中休み方面へ約800mに位置します。

現在はハウスがありマンゴーを栽培しており、申請人本人が引き続きマンゴー栽培をするという事です。

1 3 番委員 受付番号 6 番・7 番について、現地調査の結果を報告いたします。

6 番の農地の所在は、鏡原自動車修理工場の東側の細竹へ向けて行く道を約 5 0 0 m 行きますと左側に位置します。申請人本人は原料員をやったり、ハーベスターを持っていて農業を頑張っております。

7 番の農地の所在は、2 号議案の 8 番と関連しております。上野中学校から新里集落の中間あたりに五叉路があります。その左側に位置しております。申請人本人は先程も説明したとおり、マンゴーで頑張っている青年です。

2 2 番委員 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、字伊良部集落の東に宮古製糖伊良部工場がありますが、そこから真っ直ぐ北側、長浜方面へ向かって約 2 km のところに上原土地改良区のファームポンドがあります。そのすぐ隣に位置しています。申請人本人はカボチャと畜産の複合経営で移転後は牧草地として利用するという事です。

2 3 番委員 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、国道 3 9 0 号線を保良向けにナンコウジ坂を左折し、約 1 km に通称おっぱい山がありその東に県道があります。県道の東側に畜舎があり、すぐ東に位置しております。現在は牧草地が植えられています。

2 9 番委員 受付番号 1 0 番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下地庁舎の西側、約 2 0 0 m に位置しております。現在は収穫前のサトウキビが植えられていますが、収穫後に申請人へ引き渡すという事です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。次に日程第 5 議案第 4 号「農地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

事務局 今月の農地利用配分計画案は、1 1 件でございます。まず、受付番号の 1 番から 1 1 番の説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番から 1 1 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございました。質疑に入る前に26番 前泊芳男委員が議案に関連しますので、一時退席をお願いいたします。

(26番委員退席)

議長 これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 議長ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 15 : 28

再 開 : 15 : 38

(26番委員入室)

議長 再開します。

次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項による許可申請は5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

6番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成28年3月15日に行いました。調査委員は6番 私、仲里と10番 瑞慶覧健一委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から池田次長、川満調整官の6人で行いました。
始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容について調整会議、13時40分から15時30分まで現地調査、5条申請5件、非農地証明願1件、合計6件でありました。

15 時 30 分から 16 時まで事務局にて調査の内容の整理を行いました。
調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。
それでは、5 条申請・非農地証明願について説明いたします。

受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は共和マンションの西側、約 2 4 5 m に位置しております。農地の広がり
なし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第 3 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号 1 番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松地区公民館の北、約 2 4 0 m に位置しております。
農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第 3 種農地と
判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

1 1 番委員 公図を見ておりますが、445-18、道路に囲まれた中央付近にあります、どこかの敷地の取り
合わせになりますか。

事務局 5 条の参考資料の 9 ページをお願いします。申請地の南側、443-4、443-2 これが譲受人の所有
地となっています。

1 1 番委員 道路に面した 443-2 につないでの共同住宅の敷地と考えればよろしいですね。

議長 他に質疑のある方は挙手をお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号 2 番を原案のとおり決定してよろしい
ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号３番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

６番委員 受付番号３番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋から伊良部方向に向けて約７０ｍに位置しております。
農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、原野等で分断されたその他の第２種農地
と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

２番委員 当地の周辺なんですけど、以前ホテル建設の許可を出したと思います。1133-2、1706-1、共同
住宅の許可を総会で認めております。その近辺で馬小屋を造るというのは臭いの面とかでどう
なのか。ホテル側、もしくは個人との話し合いはされているのか。
それと、宮古馬保存協会との契約等はあるのかどうか。その部分を教えて下さい。

事務局 詳しい計画書は上がってきていないんですが、保存協会とも関連はしていて市長も歓迎してい
るという事です。メインは乗馬体験の出来る場所で、実際そこで馬を飼うかどうかの確認はし
ておりません。

２番委員 ホテルとの関連性、共同住宅との関連性など、ちゃんとしてからの申請であれば認められます
が、これがまだ出来ていない状況で許可するのはどうかと思っております。

議長 休憩します。

休 憩 ： １５：４２

再 開 ： １５：４７

議長 再開します。３番については保留という形を取って、もう少し内容を調べた上でもう一度審議
をするという事でよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 次に受付番号４番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

１０番委員 受付番号４番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は西原集落近くにある、ひよどり保育園のすぐ南側に位置している。
農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、住宅・原野等で区分されたその他の第２
種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１１番委員 面積が 719 ㎡、申請者は会社員で一般住宅は 500 ㎡未満、農業用施設は 1000 ㎡以内という決ま
りがあると思います。

私もこれまで 700 から 800 ㎡の土地は 500 ㎡以内に分筆して残りは菜園として利用してはどうかという説明した経緯があります。今回 500 ㎡越えているがこれでいいのか。
説明をお願いします。

事務局 芳山委員のおっしゃる通りです。一般住宅は 500 ㎡未満なんですが、農地の実用に応じて残地が 200 ㎡未満であれば農業上、畑としての価値がないという事があります。
この土地は実測が 691 ㎡でしたので、県の担当者と相談したところやむを得ないのではないかという事でした。

1 1 番委員 500 ㎡以内ではあるが、敷地の状況においては、プラス 200 ㎡以内であれば大丈夫だという事です。

議長 分筆して農地の広がりが見込まれるのであれば厳しい。しかし、そうでない場合は、この件もそうですが、別の農地とくっつけるという事が出来ない、そういう場合に残地が 200 ㎡までは認めるという事です。そのような説明になると思っております。

1 1 番委員 我々もこういう相談を受けると思うので、説明出来るようにみんなが理解しておかなければいけないと思います。ありがとうございました。

議長 他に質疑のある方は挙手でお願いします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです、原案のとおり決定いたしました。
次に受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 0 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は新里構造改善センターの南西、約 2 9 0 m に位置している。
農地の広がりなし。宅地の広がりあります。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第 3 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです、採決いたします。受付番号 5 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7議案第6号非農地証明願いについてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は、1件でございます。まず、受付番号1番の説明をいたします。
 【議案第8号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

10番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、面積は小さく農地としての利用は見込めないため、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

 《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

 《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。
以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

11番委員 今度、農地法が改正されて農業委員の選任の仕方が変わってきますけども、この中にも推薦されたメンバーがいます。JA、共済、議会等。JAの場合砂川さんが6月で交代になると聞いておりますが、再度砂川さんを推薦で出してくるのか、説明出来るのであればお願いします。

議長 22日の常任会議の場で説明を受けました。農協では共済、土地改良区を含め、我々は任期は来年の10月までであるわけですが、その間であれば問題はないのです。
農協が推薦するのかということ、そうではないんです。同じ方が続けてやるのなら任期まで出来ます。変わるのなら出来ません。農協の会員なので中央会が認めるのであれば可能です。
理事長を含めての改選ですので、そこまではしないと思われます。
今回、別の人になった場合、農業委員としての推薦は出ない、出ることは出来ないという事です。

議長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

19番委員 農業委員会のホームページ早速更新されており、議事録などアップされていました。
赤字で強調したような部分が規則性がないように思うので見直してもらいたいと思います。

2番委員 議会を觀ましたが、改正について、宮古島市の必要に応じた事をやっていかなければならない
と思います。議論して県の方へ上げて行きましょう、要請していきましようという話で前回終
わっています。そういった案件は、目に見えるような形、要はこの会には会長もいれば代理も
おります。何名かで早めに意見をまとめて県へ要請する活動も必要ではないかと思ひます。
要請に行くとマスコミも来るわけですから。住民にも我々農業委員がこのような動きをしているん
だと示していかなければ、農業委員は何をしているのかと、私は今でも言われております。
農業委員会のメンバーで要請するぐらいの事をやっていったほうがいいと思ひます。
その点についてはどのようにお考えですか。

議長 宮古島市の農業委員会だけで動けるのか。運動する事は大事なんです。
別の市町村を含めて、運用を変えたほうがいいのではないかという考え方を、まずは市議会、
別の市町村を集約して、県に議会を通して我々でもいいんですが、我々はまず農業会議に上げ
るという考え方が大事かなと思ひます。
段取りを踏まえて進めていかないと、要請等も、陳情も必要ではないかと話はもつともなん
です。これからも話し合いを持って頑張っていきたいという事です。

21番委員 幹事会あたりではそのような話は。

議長 沖縄県でしたら理事会、審議委員というところで、私は3回ほど県の職員に話はしております。
事務局長のところにも何度か来ていまして、話は出ているんです。

21番委員 宮古島市だけで動いても無理な部分があるかと思うんですよ。
それで県全体で取り組みをやればやるほど力がつくという事です。そういった県を毎月の幹事
会の中で意見として出しているのかどうかそれを議論しているのか聞いたかったわけです。

議長 一番面積が大きいのは宮古島なんです。ですから常に出しています。

事務局長 農地転用の許可審査基準については1月5日から話しが出ていまして、第1回総会の時にもみ
んなで考えて欲しいと提案しております。
まったく同じ考え方で今までできております。今回の議会の答弁の中でも宮古島市としては基準
が厳しいと感じているので、沖縄県の担当窓口とか国の方で、国と地方の協議の場という催し
物が年2回開催されるという事ですので、その中でも宮古島市は手を挙げて積極的に規制の緩
和に取り組んでいくという発言を答弁の中でしました。
今日も朝から県の担当者の方が国のほうから議会の質問に対して答弁したというのを聞いているが、その答弁書をもらえないかという話がありました。早速4名の方に答弁した答弁書を県
へ送付しております。

今回新聞で取り上げてもらった、議会で取り上げてもらった、これはものすごくいい事だと思います。

農村部に家を造りたいけども、造れないので市街地の方へ流出しているという傾向なども歯止めがかかるし、また農村部の活性化に繋げていけるので先程、長濱委員が言っていたように議会の方で陳情して行くという話がありましたが、今は待つて欲しい、4月中旬頃までには協議書に関係機関に出して農業委員会が先に動いて議会の方は後から動いて欲しいという話はしております。協議書を出して終わって、皆さんと一緒に要請をするならするで、話し合ってやっていきたいと思います。

昨日、今日言ったので、来月、再来月に答えが出るという事ではないので、慎重にやっていきたいと思いますので宜しくお願いします。

議長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:00

平成28年 3月25日

会 長 野 崎 達 男

8番委員 大 浦 敏 光

9番委員 上 地 洋 美